TAX JUSTICE
「公正な税制を求める市民連絡会」会報
タックス・ジャスティス
発行:公正な税制を求める市民連絡会
事務局連絡先　弁護士　猪股正　　さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4F　埼玉総合法律事務所
TEL 048-862-0355　FAX 048-866-0425
facebook
公正な税制を求める市民連絡会　検索
https://www.facebook.com/tax.justice.jp
Vol.21　2022.12

弱い者いじめのインボイス制度は中止し、
金融所得課税の強化を！

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表
弁護士　**宇都宮 健児**

2023年10月からインボイス制度が導入されることになっています。インボイス制度とは、消費税の仕入れ税額控除（事業者が消費税の納付税額を算出する際、売上の消費税から仕入れや経費の支払い等のために支払った消費税を差し引くこと）にあたって適格請求書（インボイス）の保存が必要とされる仕組みです。そして、この適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録をしなければなりませんが、この登録ができるのは消費税の課税事業者に限られています。そのため、消費税の免税事業者（前々年の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者が対象）が、事実上取引から排除されるなどの不利益を被る可能性があります。

インボイス制度の導入により、これまで消費税の免税事業者であった俳優、声優、映画スタッフ、漫画家、アニメーター、フリーライター、独立系システムエンジニア、個人タクシーの運転手、建設業のひとり親方、などのフリーランスや個人事業者が、取引先から適格請求書発行事業者となることを求められ、これに応じれば免税事業者となれずに生活が圧迫されることになる一方で、これを拒否すれば仕事の発注が受けられないという、苦渋の選択を迫られることになります。

アニメ業界で働くフリーランスを対象にした意識調査によれば、25%がインボイス制度導入によって「廃業する可能性がある」「廃業することを決めている」と回答しています。また、声優有志でつくる「ＶＯＩＣＴＩＯＮ」が実施した実態調査でも、インボイス制度の導入によって２割以上が「廃業するかもしれない」と回答しています。

他方で岸田文雄首相は、昨年の自民党の総裁選挙で「１億円の壁」が問題となっている金融所得課税の見直しを表明していたにもかかわらず、首相になってからは、口をつぐんで議論を棚上げにしてきています。

所得が１億円を超えるような富裕層の場合は、株式の配当や土地や株式を譲渡して得た所得が多くを占めています。そして、株式譲渡益や配当益などの所得については、住民税と合わせて一律 20%と税率が非常に低く抑えられています。株取引などによる所得は、給与所得などと分けて税率を計算する「分離課税」となっているため、株取引などによる所得が多ければ多いほど全体の税率は低くて済むのです。この結果、年間の所得が１億円を超えると所得税負担率が下がってしまう「１億円の壁」問題が発生しているのです。

政府は弱い者いじめのインボイス制度の導入は中止し、インボイス制度を導入するよりもはるかに税の増収が見込まれ、所得の再分配と貧困と格差の是正につながる金融所得課税の強化に取り組むべきです。

富裕税創設の提案

～財源と再分配の両面から～

東京大学名誉教授　会計学者　**醍醐　聰**

財源としての富裕税

税には富の再分配機能と財源調達機能がある。各々の視点から富裕税導入の根拠と意義を考えたい。

税収で歳出の半分も賄えていない

過去30年間の国の一般会計の財政収支の推移を概観して特徴的なのは、各年度の租税収入でその年度の歳出をどの程度賄えているかを表す「税収の歳出充足率」が1900年度当時、84.5%だったのが2020、21年度に至って、それぞれ45.7%、48.4%へと急落していることである。

その理由として、数次にわたる減税で所得税、法人税の税収が落ち込んだこと、コロナ対策の大規模な補正予算で歳出予算が膨張したことが挙げられる。もっとも、歳出予算の膨張と言っても、翌年度繰越と不用額の合計が2020年度には35兆円、2021年度には29兆円も発生していることも見過ごせない。しかし、前記の「税収の歳出充足率」の急落は支出済額に対する収入済の税収の割合であるから、国の財政収支が著しく悪化している事実に変わりはない。

こうした財政赤字はコロナ禍以前から、景気浮揚の財政出動で進行していたが、赤字を埋めてきたのは国債（大半は特例国債）である。その結果、歳出合計に対する公債金の割合（公債依存度）は1990年度は10.6%だったのが2015年度以降は30%台に跳ね上がり、2021年度時点でも45%で高止まりしている。

国債依存を不問にする暴論

国債の増発については、国内で消化され、日銀が保有する限り、国が債務超過で破綻することはないという主張があるが、暴論である。なぜなら、国民から見て、国の財政の健全性は国家破綻のリスクの有無で論じられるものではなく、国家の存続を前提にして、財政需要を賄う歳入をいかに確保するかにあるからである。この点でいうと、年々の国債費（償還費と利払い費）が24兆円に達し、消費税収（約21兆円）を飲み込んでしまっている事態は深刻である。

また、国と日銀を親子関係と見立て、両者間で債権債務を相殺できるという議論がある。しかし、そうしたフィクションを想定しても日銀のバランスシートの資産サイドにある保有国債残高546兆円と両建てで、負債サイドに計上されている民間金融機関の当座預金（493兆円。日銀への国債転売の見返り金）を国や日銀が踏み倒すことはできない。

既存の税目の増税だけでは足りない

となると、消費税は減税こそあれ、増税はありえず、国債依存度も着実に引き下げていくには、既存の税目の増税か新税の創設以外にない。そこで、まず挙げられるのは金融所得の優遇税制の廃止である。「1億円の壁」ともいわれる税の再分配機能の形骸化を改めるには不公正税制の典型といえる金融所得の低率分離課税を廃止することは最優先の課題である。しかし、財源調達機能から見ると、国税庁「申告所得税標本調査結果」を実数に引き直した筆者の試算では、金融所得の大半を占める株式等譲渡所得の優遇措置を廃止して得られる増収は1兆円に届かない。

また、内部留保を増やすだけになった法人税減税を改め、基本税率を現在の23.2%から、例えば、2012～2015年当時の25.5%へ戻しても増収は1.4兆円、1999～2012年当時の30%へ戻しても約4兆円である。これでは50兆円を超える現在の財政赤字（ここでは歳出合計－租税収入とする）はもとより、国債依存度を着実に引き下げていくには力不足である。

そもそも、安定財源というなら変動性のある所得のみに依存するのではなく、変動性が低く、厚みのある資産にも相応の担税力を求めるのが税の正義にかなっているのではないか？　この後、検証するように、所得の格差以上に資産の格差が大きい事実に着目す

るとなおさらである。

再分配、格差是正の手段としての富裕税

所得の分布と資産保有の分布は必ずしも相関しない、資産保有の格差は所得の格差よりも大きいという指摘は従来から、国内外で見受けられた。紙幅の制約から、ここでは日本について手短に、ジニ係数で確かめておく。総務省「全国家計構造調査」（2019 年）によると全世代平均で可処分所得のジニ係数が 0.288 だったのに対し、純資産総額のジニ係数は 0.678 で、両者には大きな乖離がある。ちなみにジニ係数は 0～1 の範囲で 1 に近いほど不平等が大きいとされている。

最上位とそれ以下の階級の資産格差の拡大

下記の表は前出の「全国家計構造調査」2014 年と 2019 年を突き合わせて、保有資産額十分位階級別に 1 世帯平均の保有純資産の変化を、純金融資産と住居・宅地に分けて示したものである。

これを見ると、第 1～第 9 分位に属する世帯では保有純資産総額が減少しているのに対して、第 10 分位に属する世帯は 8%増加し、最上位 1 %の世帯は 19%増加している。このような格差をもたらした主な要因は第 10 分位に属する世帯が保有する住宅・宅地が 23%、約 5,800 万円増加したことにある。

「つくられた」資産格差

資産格差が生まれる要因については OECD や各国で活発な実証研究が進められている。その中で有力なのは、富裕層への資産の集中の多くは個人の功労によるものではなく、税制その他、国家からの特典によって「つくられた」ものだという見方である。代表的な書物として Emmanuel Saez, Gabriel Zucman, *The Triumph of Injustice*, 2019（山田美明訳『つくられた格差』2020 年、光文社）がある。わが国でいうと、金融所得の優遇税制、次世代への早期の資産移転の支援をうたい文句にした相続税の軽課、最上位 1 %の世帯で実効税率が 0.18%という固定資産税の逆進的かつ超軽課税などが挙げられる。

であれば、応能説によるだけでなく、資産形成の因果関係に着目した応益説からも最上位の富裕層が保有する資産に対し、低率の累進富裕税を導入するのに十分な根拠がある。

筆者の概算では、「全国家計構造調査」で示された保有純資産総額の上位 1%の世帯（約 50 万、1 世帯平均保有純資産総額 3.8 億円）に基礎控除 3,000 万円、3～5%の 3 段階累進税率の富裕税を創設すると年当たり約 7.1 兆円の税収を得ることができる。

表　保有資産十分位階級別に見た 1 世帯当たり保有資産の変化－2014 年と 2019 年の比較－

単位：千円

資　産　額 十分位階級	2014 年			2019 年		
	純金融資産	住宅・宅地	純資産総額	純金融資産	住宅・宅地	純資産総額
平　　均	9,929	19,425	29,355	8,238	20,099	28,337
第 1 分位	▲10,426	6,542	▲3,884	▲14,209	8,183	▲6,025
第 2 分位	▲1,195	2,283	1,088	▲555	772	217
第 3 分位	▲242	4,648	4,406	▲609	2,869	2,260
第 4 分位	977	7,976	8,953	▲92	6,357	6,265
第 5 分位	3,123	11,175	14,298	2,080	9,322	11,401
第 6 分位	6,001	14,407	20,408	4,687	12,856	17,543
第 7 分位	10,020	18,143	28,163	8,551	16,825	25,375
第 8 分位	15,952	22,789	38,742	14,333	22,221	36,554
第 9 分位	25,929	30,634	56,563	22,777	31,899	54,676
第 10 分位	49,156	75,658	124,813	45,419	89,690	135,109
最上位 1 %	72,060	247,352	319,412	73,998	304,946	378,944

総務省統計局『全国家計構造調査』2014 年、2019 年、家計資産・負債に関する結果［所得資産集計］表 4－21－2 より作成。
2014 年の数値は 2014 年に実施された『全国消費実態調査』の集計結果を 2019 年調査の集計方法で遡及集計したもの。　純金融資産＝貯蓄－負債。　純資産総額＝純金融資産＋住宅・宅地

「共同の財布」を満たすには
―支えあうための財政論―

埼玉大学大学院准教授　財政学者　**高端　正幸**

財政とニーズ

人間には、生存そしてまっとうな生活を維持するために必ず要するモノやコト、すなわち「ニーズ」がある。必ず要する以上、ニーズは無条件に全ての人々について満たされねばならない。そこで私たちは、税や社会保険料の形で負担を分かち合い、政府の財政を通じてニーズを満たし合う。つまり財政とは、ニーズを満たし合うための「共同の財布」である。

自己責任型社会

ただし、今日までの日本では、財政が満たすニーズは限定されてきた。人生の三大費用は「教育・子育て」「住まい」「老後」だといわれるが、教育・子育ての公的支出は依然として小さく、住まいの保障は不在に近く、国民年金は高齢者の基礎所得を保障しえず、介護保険サービスは抑制基調にある。

日々の糧から教育、住宅、老後の医療・介護まで何とかするために、個人・家族は必死に稼ぎ、貯蓄に励まざるをえない。そして貧困、病気や障害、性別や国籍等に基づく不利は、それを不可能とさせる。

こうした、財政がニーズを十分に満たすことがない自己責任型社会に、持続可能性はない。

「共同の財布」の枯渇と嫌税感

公共サービスを担う公務員の数が著しく不足し、福祉や教育の支出が財源不足を理由に抑えられ、「効率化」や「公平化」を名目に自己負担の引き上げや民営化・市場化が進む。このままでは、財政が満たすニーズの限定がさらに進む。

背景には「共同の財布」の枯渇、つまり財源不足がある。世界最大の財政赤字国で生きる私たちは、ニーズを満たし合いたいと望むなら、いかに負担を分かち合うのかを考えなければならない。しかし国際世論調査で比較すると、日本では非常に広範な層において重税感・嫌税感が抱かれており、「自分ではないお金持ち」への増税のみが支持される傾向が強い。

皆で負担し、皆のニーズを満たすために

富裕層への課税強化は公平性の観点から必要であるが、それのみでは、ニーズをよりよく満たすための財源は全く確保しえない。皆のニーズが満たされるためには、皆で負担を分かち合うほかないのである。逆進性の強い社会保険料を引き下げ、代わって税を財源の中心とし、税負担の公平性を向上させていくことを前提に、消費税も含めた増税を、国民の合意のもとで進めていくほかない。

しかし現状では、強い嫌税感が壁となっている。嫌税感を払拭するため、2つのことを同時に進めねばならない。一方で、上述のごとく負担構造の是正を進め、負担の公正感を向上させつつ増税を進める必要がある。他方で、「税は増えたけど生活の安心が増した」と思えるよう、住宅、子育て、介護といった全世代に関わる幅広いニーズの充足を進めることである。

ニーズの充足を怠りつつ負担の逆進化を伴う増加が進んだ、過去30年間の失敗を絶対に繰り返してはならない。

＜参考文献＞

・井手英策『幸福の増税論』岩波新書
・高端正幸他編著『揺らぐ中間層と福祉国家』ナカニシヤ出版（2023年2月出版予定）

「個人の自由」を支える社会と公正な税制に向けて

横浜国立大学大学院教授　経済学者　伊集　守直

交流集会に参加して

10 月 16 日に開催された「第 41 回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 滋賀」では、第 6 分科会「格差と闘う！～税制と社会保障～」に参加しました。この分科会では、高端正幸先生（埼玉大学）による日本の税・社会保険料負担のあり方や社会保障改革が目指すべき方向性についての基調講演のあと、私がスウェーデンの生活保障や税・財政のあり方について報告し、意見交換を行いました。ここでは、当日の議論も踏まえ、「個人の自由」を支える社会や政治のあり方について考えてみたいと思います。

「個人の自由」という価値

日本国憲法第 13 条に「すべて国民は、個人として尊重される」とある通り、「個人の自由」は私たちの社会における大切な価値の 1 つです。この点は「個人主義」とも表現されますが、ともすると、「利己主義」と混同されがちです。しかし、個人主義というのは、自分の利益や立場だけを考えて行動することを指すのではなく、社会における私たち一人ひとりの自由を尊重すべきだという考え方を指しているという理解が大切です。そして、一人ひとりが自分らしく生きることを支えるために、私たちの社会はどうあるべきかと議論していかなくてはいけません。

ただし、「個人の自由」の捉え方は国によってもさまざまです。例えば、アメリカでは、「個人の自由」を保障するためには、政府は個人の領域にできるだけ介入すべきではなく、個人の財産に対する介入となる課税はできるだけ小さくするべきだという意見が強くなります。その結果、税負担は低く、公共サービスは選別主義的で、低所得者や高齢者を対象にするものが中心となります。

一方で、スウェーデンのような北欧諸国を見ると、「個人の自由」を保障するためには、その前提となる教育・福祉・医療といった基本的なサービスは政府が提供すべきだという意見が多くなります。その結果として、所得にかかわりなく受けられる普遍主義的なサービスが中心となる一方で、国民自身がかなりの税負担を引き受けることになります。

議論の指針となる理念と政策

つまり、自由という価値は共通していながらも、その捉え方によって、公共サービスや税負担のあり方は大きく異なります。だからこそ、私たちはどの程度の社会的な連帯によって個人を支えていくのか、そのためにはどのような公共サービスを構築し、税負担を引き受けるべきなのかということについて積極的に議論していく必要があります。

このような国民的な議論を進めていくためには、政治（政党）には議論の指針を提示してもらわなければいけません。あるべき社会についての理念と、それを具体化するための政策がしっかりと組み合わされてこそ、私たちは票を投じることができますが、そのような選択肢が十分に示されているかと言えば、必ずしもそうではありません。

個人を支える社会の責任を重視して公共サービスの拡充を主張する政党が、長期的な財源調達の方向性も示さずに、目先の税負担軽減で票を獲得しようとしていないかなど、私たちも厳しい目をもって政治に要求していかなくてはいけないと思います。

《法人税》減税競争からの転換を！

―バイデン政権の「ミニマム税率」の教訓―

公正な税制を求める市民連絡会 幹事　合田　寛

バイデン政権の「ビルドバック・ベター」プラン

米国のバイデン政権は 22 年 8 月、「インフレ抑制法」を成立させました。同法はエネルギーや気候変動対策として、10 年間で 3700 億ﾄﾞﾙを支出するという内容ですが、注目すべきことは、その財源のほとんどを大企業に対する課税強化によって生み出していることです。

バイデン大統領は就任直後、「米国救済計画（総額 1.9 兆ﾄﾞﾙ）」、「米国雇用計画（2.3 兆ﾄﾞﾙ）」、「米国家族計画（1.8 兆ﾄﾞﾙ）」の三つの大型財政出動と、その財源として法人税率および所得税の最高税率を引き上げる内容のプランを打ち上げました。

これは 80 年代以降の新自由主義によってもたらされた所得と富の行き過ぎた格差や気候変動に対処し、コロナ・パンデミックによって疲弊した人々の生活と経済を立て直すことを目的としたいわゆる「ビルドバック・ベター（より良い再建）」プロジェクトとして打ち出されたものでした。

しかしこのプロジェクトを具体化した法案を、勢力が伯仲している議会で成立させることは、容易ではありませんでした。

巨大企業へのミニマム税率の適用

8 月に成立した「インフレ抑制法」は上院のぎりぎりの攻防の中でかろうじて成立したものです。小規模ではあるけれど、その財源の大半を巨大企業の負担に求めるなど、当初のプランの精神を受け継いだものとなっています。

同法は売上高 10 億ﾄﾞﾙを超える巨大企業に対して、最低 15％の税負担を求めています。米国の現行の法人税率は 21％ですが、大企業は各種の特別措置などの適用によって、実際にはそれよりもかなり低い負担率となっている企業も多くみられます。そのような企業に対して、負担率が少なくとも 15％となるよう、実際の負担率との差額の納税を求めるというものです。

ワシントンポスト（22.8.12）によると、売上高 10 億ﾄﾞﾙを超える約 250 社のうち、83 社の実際の税負担率は 15％を下回っています（19～21 年）。その中にはアマゾン（8.2％）、AT&T（7.3％）、GM（7.3％）バンクオブアメリカ（11.7％）などの巨大企業が含まれています。

これらの低負担企業に対して 15％のミニマム税率を適用することによって、10 年間で約 2200 億ﾄﾞﾙ（約 31 兆円）の大幅増収が予想されています。

ミニマム税率が支持される理由は第一に、かりに政策的配慮から税制上の特別措置が必要だとしても、その結果、税負担力の高い大企業や富裕者の税負担率が、その他一般の企業や人々と比べて、極端に低くなることは不合理だからです。

第二に、大企業や富裕者がタックスヘイブンの利用など、さまざまな租税回避の手段を利用して、低い税負担を享受する実態に歯止めをかけ、そのインセンティブを封じるためです。

大企業の実際の税負担が法定税率を下まわり、低い税負担率という現実は米国だけではありません。日本にも同じような実態があります。

みずほリサーチ＆テクノロジーズの試算（22.9.14）によると、日本で米国と同じ条件で法人税に 15％のミニマム税率を適用すると、9916 億円の増収が見込まれます。

法人税制改革の大きな流れ

21 年には法人税率の引き下げ競争に歯止めをかける最低税率の国際合意が成立しましたが、これに合わせて各国が独自にミニマム税率を設定することは、大きな意義があります。

15％のミニマム税は一見小さな改革のように見えますが、税率引き下げ競争を止め、増税の方向に転換する法人税制の流れを作る上で、重要な意義を持つものです。勢力伯仲の米議会で実現したのなら、与党多数の日本で実現できないはずはありません。

＜書籍紹介＞

『侵食される民主主義

内部からの崩壊と専制国家の攻撃』（上下）

著者：ラリー・ダイアモンド　　訳者：市原麻衣子　　出版社：勁草書房　（西暦）2022 年２月

いま民主主義は危機にさらされている。民主主義国では分断化が進行し、機能不全に陥りつつある。本書はその原因を探り、民主主義に対する信頼の回復が必要だと説く。

著者は民主主義に対する信頼が揺らぐ原因に、所得格差の拡大と実質所得の減少があると見る。自らの所得や地位の転落に直面すると、人々は民主主義を脅かす扇動的な主張に影響されやすくなる、というのである。

以前は民主主義を陥れる主な手法は軍事クーデターであったが、今日では、民主主義の死は徐々に推し進められる。世界の民主主義に対する主要な脅威にポピュリズムの台頭があるが、ポピュリズムの政治は悪魔と踊るようなものだという。

一方専制国家ではクレプトクラシー（泥棒国家）という闇の部分が膨らむ。略奪された資金は世界の民主主義国の銀行や不動産システムに流れ込み、法の支配を蝕む…。（書評：合田）

『クレプトクラシー資金洗浄の巨大な売闇

世界最大のマネーロンダリング帝国アメリカ』

著者：ケイシー・ミシェル　　訳者：秋山勝　出版社：草思社　（西暦）2022 年９月

「クレプトクラシー」といえば、聞きなれない言葉かもしれない。著者によれば、それは一人の権力者や独裁者によって生み出されるものではなく、いくつもの組織や複数の法域をまたぐ一つの「システム」であるという。

それは不正手段で得た富の帝国を海外で築くことから始まり、ペーパーカンパニーや不動産買収ヘッジファンドなど合法的な手段を介して不正利得を洗浄することで完結する一連のプロセスである。またこうしたマネーロンダリングが行われる主な場所はアメリカであり、最終的に汚れた金を受け入れる者は、たいていはアメリカ在住者であると見る。

トランプ前大統領も登場する。トランプタワーの販売戸数の４分の１近くがマネロンを前歴に持つ購入者で占められており、デラウェアには数百の会社が登記された。これが大統領への道の軍資金となった。アメリカクレプトクラシーの縮図だという。（書評：合田）

『誰も断らない　こちら神奈川県座間市生活援護課』

著者：篠原　匡　出版社：朝日新聞出版　（西暦）2022 年６月

２０１５年に施行された「生活困窮者自立支援法」。その成功例として、西の滋賀県野洲市とならび称される東の神奈川県座間市（人口１３万人）の取り組みのルポルタージュ。生活困窮者とその予備軍を可視化し、必要な手を差し伸べている「座間市生活援護課」と「チーム座間」（ＮＰＯ、社会福祉法人、企業。１２団体で構成される外部ネットワーク）。そのモットーは「断らない相談支援」。

「第９章　対談　困窮者支援の未来」で座間市生活援護課林課長は、『(生活)困窮者支援は市役所内外の様々なプレイヤーとの連携が不可欠です。その際に、うまく関連づけていないと、困窮者支援自体がたこつぼ化する可能性があります。だから、しっかりと専従職員を置き、責任を持って全体図を構想することが必要だと思います』と述べる。本書によると専従職員を置いている自治体は５０％程度とのこと。全国の基礎自治体の範になる取り組みであると思います。（書評：那須）

編集後記

円安や原材料の高騰などの影響で、食品の値上げが相次いでいます。電気やガスの料金も上がり、暮らしの厳しさや不安は高まるばかりです。低賃金、不安定な雇用で困窮している人等への公的な支援は欠かせませんが、そもそも拡大した格差を抜本的に是正するための取り組みが必要です。円安は、一方で「最高益を更新する企業を続出」していると聞きます。企業は利益を積み立てるばかりでなく賃金に回すべきですし、増税の議論にも真摯に向き合うべきです。そしてその議論は、「防衛費増額の財源論」ではなく、格差解消、子どもの日々の生活のためのものであってほしいと強く思います。（山根）

声をあげてもなかなか届かない。不動の岩盤のように見える時もある。民主主義の機能がマヒし、危機にあるとの懸念が増している。民主主義が機能を失っているとすれば、それはそれを支えるインフラに問題があるのかもしれない。民主主義のインフラといえば政党やメディアがある。議会や司法がある。近年、SNS のプラットフォームもその役割を果たしている。しかしこれらインフラの機能を強め、活性化するのは市民運動である。ハードなインフラではなく、ソフトなインフラとしての市民運動に、民主主義の未来はかかっているのかもしれない。（合田）

重要なご連絡とお願い

連絡会では、「メール転送による拡散のしやすさ」と、「地球環境負荷への配慮」を目的として、会報を郵送から添付メールによる方法に切り替えをお願いしております。
ご協力いただける方はお手数ですが、

ny2000@athena.ocn.ne.jp

までご一報ください。

次回オンライン学習会のご案内

「コロナ後の税制を考える　Part2」

講　師：三木義一先生
参加費：無料
2022 年 12 月 14 日水曜日
18 時 30 分~20 時 30 分
Zoom ウェビナーにて開催

お申し込みはこちらの QR コードから！
お申し込みご登録後、
参加に関する確認の
メールが届きます。
お楽しみに！

個人会員・団体会員を募集中！

社会保障の充実、不公正税制の是正、所得再分配の強化、税制の透明化に向けて、取り組みを進めています。
入会された方には学習会のご案内など差し上げます。

＜入会方法＞

当会ホームページ（右 QR コード）から
入会申込書を印刷し、ご記入の上、
FAX（048-866-0425）して下さい。

＜年会費＞

・団体１口１万円　・個人１口２千円　・学生５百円

＜振込先＞

ゆうちょ銀行　口座名義：公正な税制を求める市民連絡会

【ゆうちょ銀行から振込みの場合】

記号番号：10160-446381

【他行から振込みの場合】

ゼロイチハチ（018）支店　普通預金　口座番号：0044638